

外国送金を行うお客様へ

I. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

当行は、「外国為替及び外国貿易法」(外為法)にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法第 17 条の規定により、お客さまのご送金取引が、「貿易に関する支払規制」および「資金用途規制」等に該当しないことを、確認させていただいております。お客さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. ご送金目的についてのご申告をお願いします。

- (1) ご送金目的をご申告いただくとともに、目的が輸入代金、仲介貿易代金等の場合は、商品名、原産地、船積地域、仲介貿易仕向地をあわせてご申告ください。
- (2) お取引が外為法上の「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しないことをご確認の上で、その旨をご申告ください。

2. お取引の相手方についてのご確認をお願いします。

お客さまの知りうる限りにおいて、ご送金取引の最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者でないこと、また、お取引相手の主な株主や取締役の中に北朝鮮居住者(法人・個人)がいないことをご確認のうえ、「北朝鮮・イラン規制関連取引」に該当しない旨をご申告ください。

3. お取引内容を確認できる資料のご提示をお願いする場合があります。

お取引のお申出の際、お取引に関係する資料をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合があります。また、「貿易に関する支払規制」、「資金用途規制」および「北朝鮮居住者等に対する支払の原則禁止措置」に該当しないことが確認できない場合には、お取引をお断りせざるをえないことがありますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

4. また、ウクライナをめぐる外為法に基づく以下の措置についても、ご確認をお願い致します。

- ① お客さまの仕向送金は、資産凍結等の措置の対象となるロシアおよびベラルーシの団体が株式等の 50%以上を直接に所有する団体向けのものではないこと
- ② お客さまの仕向送金、あるいはお客さまがお受け取りになる被仕向送金は、ロシアの政府・政府機関および特定の銀行が発行・募集等をする証券ならびに関連するサービスの提供にかかるものではないこと

- ③ お客様の仕向送金、あるいはお客様がお受け取りになる被仕向送金は、ロシアおよびベラルーシの居住者等に対する技術・サービスの提供にかかるものではないこと
- ④ お客様の仕向送金は、ロシアにおいて行われる事業、ならびにロシア法人または当該法人が実質的に支配する法人により日本国外で行われる事業への直接投資にかかるものではないこと

詳細は、【財務省】・【経済産業省】のホームページをご参照ください。

【財務省】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm



【経済産業省】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html



II. 米国 OFAC 規制等を踏まえた対応について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制は OFAC 規制と呼ばれています。

OFAC 規制は、米国人・米国金融機関を含む米国人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に、米国で決済される米ドル建等、米国接点を有する取引が、OFAC 規制の適用を受けます。本邦でお受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は、OFAC 規制対象となり、その場合、当該取引だけでなく、その後も海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

なお、イラン制裁など一部の制裁プログラムは、米国接点がなく、外国金融機関(本店のような本邦所在の銀行も含みます)や米国外企業(日本の企業等)や個人によるお取引であっても、セカンダリーサンクション(二次的制裁)の制裁措置の一環として、米国の外国為替市場へのアクセス禁止や、

(米国への)輸入制限、米国での物品(property)取引の禁止を課され、「制裁対象者」に指定される可能性があります。このような制裁リスクから当行だけでなくお客さまを守るため、取引のお取扱い時点だけでなく、取引の事後的な精査やお客さまの資本関係・支配権が及ぶ関係者(子会社・関連会社等)に関する調査をさせていただく場合があります。

当行では、直接・間接を問わず、包括的制裁対象国(イラン、北朝鮮、キューバ、シリア、クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称))が関与・関係する取引については、一部例外を除き、原則、通貨を問わず、当行の方針によりお取扱いできません。

当行は、事業活動を行う全地域において、現地で適用される経済制裁関連法令について、法およびその精神を遵守します。また、当行では、制裁の回避または迂回行為を一切禁じております。

外国為替取引等を行うお客さまにおかれましては、これらに該当しないお取引であることを十分にご留意・ご確認いただいた上で、ご依頼を頂きますようお願い申し上げます。

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が経済制裁規制(OFACを含みます)に該当する恐れがある場合には、当行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、当行の判断により、そのお取引の中止または取消等を行うことがあります。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、お取引の代り金としてお預りした資金のご返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、しかるべきご対応を頂く必要がございますので、あらかじめご承知置きください。

詳細は、【OFAC】ホームページ(英文)をご参照ください。

<https://home.treasury.gov/policy-issues/office-of-foreign-assets-control-sanctions-programs-and-information>



以上

海外匯款顧客須知

I. 有關基於「外匯及外國貿易法」的付款等規範

為能確實根據「外匯及外國貿易法」(外匯法)實施經濟制裁措施,本行將依外匯法第十七條的規定,確認顧客的匯款交易不屬於「貿易相關的付款規範」及「資金用途規範」等所提及之交易。在此感謝您的理解與配合。

1. 請申報匯款目的。

- (1) 在申報匯款目的同時,其目的為進口貨款、中轉貿易貨款等情況時,請一併申報商品名、原產地、裝船地區、中轉貿易目的地。
- (2) 在確認該交易不屬於外匯法中所規定的「與北韓·伊朗規制關聯的交易」後,請聲明其旨。

2. 請確認交易對手。

根據顧客所掌握之情報,請在確認匯款交易的最終收款人並非居住在北韓,又其交易對手的主要股東及董事之中,無北韓居住者(法人·個人)後,聲明該交易不屬於「與北韓·伊朗規制關聯的交易」。

3. 本行會視情況請您出示可以確認交易內容之文件。

當您申請進行交易時,本行可能會要求您出示與交易相關的文件以確認交易內容之詳細。此外,如果本行無法確認該交易不屬於「貿易相關的付款規制」、「資金用途規制」以及「向北韓居民等付款的原則禁止措施」時,本行可能會不得不拒絕此交易,故還請您見諒。

4. 另外,請根據烏克蘭外匯法確認以下措施。

- ① 顧客的匯出匯款不是向受到資產凍結措施的俄羅斯或白俄羅斯組織所直接持有 50%之股份等組織
- ② 顧客的匯出匯款,或顧客的匯入匯款與俄羅斯政府·政府機關以及特定銀行所發行·募集等證券及其提供之關聯服務無關
- ③ 顧客的匯出匯款,或顧客的匯入匯款與向俄羅斯及白俄羅斯的居住者等提供技術·服務無關
- ④ 顧客的匯出匯款與在俄羅斯進行之業務,以及俄羅斯法人或其法人之實質受益人(法人)於日本國外進行之業務的直接投資無關

詳情請參照【財務省】・【經濟產業省】官網。

【財務省】

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm



【經濟產業省】

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html



II. 有關基於美國 OFAC 法規之規範的應對方式

出於外交政策和安全保障目的，美國財政部外國資產管理室 (OFAC) 對美國指定的國家、地區以及特定個人、團體的資產等所採取的禁止交易、凍結資產等措施，總稱為 OFAC 法規。

OFAC 法規除了適用於美國人和美國法人 (包含美國金融機構) 之外，也適用於位在美國的外國人和外國法人，如在美國結算的美元計價交易等，與美國有關聯的交易皆需遵守 OFAC 法規。

即使是在日本發生的外匯交易，涉及“受制裁方”的美元計價交易也會受到 OFAC 法規的規範，在這種情況下，不只該筆交易，後續交易可能也會受到海外銀行的限制。

請注意，伊朗制裁等一部分的制裁即使與美國沒有直接關聯，是屬於外國金融機構 (包括本行等位於日本的銀行)、非美國公司 (日本公司等) 或個人所進行的交易，但是，作為二級制裁的一部分，其也有可能會被禁止進入美國外匯市場，受進口限制 (進入美國)，或是被禁止在美國進行物品 (財產) 交易，還是有可能被認定為“受制裁對象”。為了保護本行和本行的顧客免受此類制裁風險，不僅在交易處理時，交易後也有可能會調查顧客的資本關係、支配權與相關人士 (子公司、關聯公司) 等。

本行不會直接或間接與受到全面制裁的國家 (伊朗、朝鮮、古巴、敘利亞、克里米亞地區、頓涅茨克人民共和國 (自稱)、盧甘斯克人民共和國 (自稱)) 進行交易。除了部分特例外，原則上不論幣別，根據本行的方針無法與其進行交易。

本行將遵守所有事業活動所在地的經濟制裁相關法規與法律精神，此外，本行禁止任何逃避制裁的行為。

對於從事外匯交易等的顧客，請在仔細確認交易不屬於上述任何一項後提出申請。

即使在接受交易後，若是顧客要求的交易有可能受到經濟制裁規定(包括 OFAC)的話，本行將可提出要求、確認交易細節。依據其結果，本行可以自行決定暫停或取消交易。

此外，若因 OFAC 規定而受資產凍結，我們將無法退還作為交易代金所收下的款項。在這種情況下，須請顧客自行留意有必要採取的適當措施，例如向 OFAC 申請解凍等。

詳情請參閱[OFAC]網站(英文)。

<https://home.treasury.gov/policy-issues/office-of-foreign-assets-control-sanctions-programs-and-information>



以上